

## 吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針に対する質問回答書

No.	頁	大	中	小	細節	項	細項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
1	4	1	1	(6)	オ	(イ)	①	受付管理業務	リサイクルセンターからの処理残渣及び鴨島一般廃棄物最終処分場からの破碎残渣の受入れは、前回の要求水準書(案)質問回答で年間300t程度の回答ですが、平準化された量が平均的に搬入されると考えてよろしいでしょうか。それとも搬入に偏りが有ればその程度についてお示し頂きたい。	参考資料（ごみ量データ）を参照してください。
2	4	1	1	(6)	オ	(イ)	②	運転管理業務	「本施設に処理困難物が搬入されないよう、搬入者に対して適切な誘導・指導を行う。」と有りますが、その頻度、内容については受託者側で決定するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	1	1	(6)	オ	(イ)	⑥	最終処分業務	「焼却灰のうち飛灰の約半分については場内で積み込み作業まで行う。」と有りますが、焼却灰・飛灰双方の意図として解釈できますが、焼却灰として解釈して宜しいでしょうか。	焼却灰（主灰・飛灰）のうち、飛灰の約半分については、場内で積み込み作業までを行うものとし、主灰及び飛灰の約半分については、運搬までを行うものとします。 なお、「場内で積み込み作業までを行うもの」と「運搬までを行うもの」の整理（どのように区分するか）については、今後詳細検討を行う予定ですが、現時点では「場内で積み込みまでを行うもの」と「運搬までを行うもの」を交互とすることを予定しています。
4	5	1	1	(6)	オ	(イ)	⑥	最終処分業務	「焼却灰のうち飛灰の約半分については場内で積み込み作業まで行う。」と有りますが、飛灰やその他の副生成物に関する業務についてお示し頂きたい。	飛灰については、実施方針に記載のとおりです。 その他の副生成物（資源化物）について、新ごみ処理施設では資源化物の回収は予定しておりませんので、内容を修正します。
5	5	1	1	(6)	オ	(イ)	⑥	最終処分業務	「焼却灰のうち飛灰の約半分については場内で積み込み作業まで行う。」と有りますが、焼却灰と飛灰は別物であると理解しております。ごみ焼却で発生した飛灰のうち半分を指定の運搬業者の車輛に積み込むとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	5	1	1	(6)	オ	(イ)	⑥	最終処分業務	「焼却灰のうち飛灰の約半分については場内で積み込み作業まで行う。」と有りますが、この飛灰とはバグフィルタ等で集められる飛灰の事で、半分を最終処分場に搬送するという事によろしいでしょうか。またこの飛灰の積み込みは焼却灰をトラックに積み込んだ後、飛灰処理物バンカに移動し同じトラックに積み込むという認識で宜しいでしょうか。	前者は、飛灰はガス冷却室、空気予熱器、減温塔及びバグフィルタから排出されるものとなります。最終処分場の運搬については、No.3を参照してください。 後者は、主灰と飛灰は別の運搬車両にて運搬するものとします。
7	5	1	1	(6)	オ	(イ)	⑥	最終処分業務	「焼却灰のうち飛灰の約半分については場内で積み込み作業まで行う。」と有りますが、この飛灰処理の弊社計画案－混練り後に搬出は不可という事でしょうか。不可の場合には、計画案をお示し頂きたい。	飛灰については、混練装置で処理した後、飛灰処理物バンカで貯留したものを搬出することとして計画してください。

## 吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針に対する質問回答書

No.	頁	大	中	小	細節	項	細項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
8	5	1	1	(6)	カ	(ア)	—	用地の準備	「本事業を実施するための用地を確保する。」と有りますが、用地の造成工事については吉野川市が実施するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	5	1	1	(6)	カ	(エ)	—	最終処分（搬出業務）	焼却灰及び飛灰の処分計画について、お示し頂きたい。	主灰については、貴社にて想定してください。 飛灰については、No.7を踏まえ、貴社にて想定してください。
10	5	1	1	(6)	カ	(オ)	—	資源化物の資源化	「本施設において、運営事業者から資源化物を受け取り、民間の資源化事業者にて運搬し、資源化を行う。」と有りますが、資源化物とは、どのようなものがありますでしょうか。	No.4を参照してください。
11	6	1	1	(6)	キ	(イ)	—	運營業務に係る対価	「物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改訂を行う。」と有りますが、改訂を行う条件についての質問です。別紙2【リスク分担表】注2に記載「運營業務に関しては1.5%を想定」と有りますが、用役費(電気,水道,油,薬品等)の変動が生じた場合に改訂を行うという認識で宜しいでしょうか	詳細については入札公告時に示しますが、電気・水道料金については電力会社・水道局の料金改定に応じて改定、その他薬品・油類・油脂類等については企業物価指数等の変動に応じ、変動幅が1年で1.5%以上の場合、当該品目について改定を行うことを想定しています。
12	7	2	2	(1)	—	—	—	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	落札者の決定から事業仮契約締結までのSPCの設立や契約協議などの手続期間が短期間となっています。建設工事の契約を先行し運營業務の契約の時期を遅らせるなどの調整は可能でしょうか。	入札公告時に示します。
13	8	2	2	(2)	カ	—	—	対面式対話の実施	対面式対話とはどのような内容を予定されているでしょうか。	第2回の質問回答を兼ねて、対面形式で要求水準の確認等を行い、本市の意図等についての応募者理解の醸成を図るものです。併せ、その時点での応募者の施設計画等についても示していただき、その意図等を確認することも想定しています。
14	9	2	3	(1)	—	—	—	入札参加者の構成等	プラント設備の設計・施工を行う者の要件を満たす1者を代表企業とし、建築物の設計・建設を行う者の要件を満たす者を代表企業の下請として共同企業体を構成しない場合でも入札参加をすることは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
15	10	2	3	(2)	ア	—	—	運営事業者の設立に関する要件	「構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。」と有りますが、協力企業につきましては、参加表明時に決まっていなかったケースが多く運営開始までに企業名を表明することは可能でしょうか。	不可とします。 なおここで言う「協力企業」とは運営事業者（特別目的会社、SPC）への出資しない企業を指しています。一般的にいう下請企業については参加表明時に示す必要はありません。
16	10	2	3	(2)	エ	—	—	運営事業者の設立に関する要件	「事業所を吉野川市内に設置することとする。」と有りますが、新ごみ処理施設内において事業所の設置が可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針に対する質問回答書

No.	頁	大	中	小	細節	項	細項	項目名	質問の内容	質問の内容に対する回答
17	10	2	3	(3)	ア	—	—	入札参加者の構成企業の要件	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件で設計者と施工者は別企業でも良いでしょうか。 可能な場合の設計者の要件は「①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。」と考えて宜しいでしょうか	設計者と施工企業は別企業で構いません。 施工企業がすべての要件を満たしていれば、設計者が①のみ要件を満たすことでも結構です。
18	10	2	3	(3)	ア	—	—	入札参加者の構成企業の要件	「本施設の建築物と同種または類似の施工実績」は、イ本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件④の「平成24年以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、准連続燃焼式又は全連続式焼却炉かつ複数炉構成である施設」と考えて宜しいでしょうか。	建築物の場合は「平成24年以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、准連続燃焼式又は全連続式焼却炉かつ複数炉構成である施設」に限りません。
19	10	2	3	(3)	ア	—	—	入札参加者の構成企業の要件	建築物の施工を行う者において建設工事の施工実績の要件はございますが徳島県内に本社又は本店、法定営業所を有する必要はでしょうか。	必要ありません。
20	11	2	3	(3)	エ	—	—	入札参加者の構成企業の要件	構成企業の制限②「最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者。」とは構成員のみと考えて宜しいでしょうか。	構成企業の制限②「最新の競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者」の対象は、構成企業すべてです。 なお「構成員」とは、運営事業者（SPC）の設立に際し、構成企業の内、SPCに出資する者をいいます。
21	11	2	3	(3)	イ	—	—	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「平成24年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、准連続燃焼式又は全連続燃焼式ストーカ式焼却炉かつ複数炉構成である施設」と有りますが、本事業の実績要件は新設工事の元請としての受注実績を有する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	11	2	3	(3)	ウ	—	—	本施設の運営を行う者の要件	「地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、准連続燃焼式又は全連続燃焼式（ストーカ式焼却炉かつ複数炉構成とする。）における1年以上の運転管理業務実績を有すること。」と有りますが、本事業はDBO事業であるため、運営管理業務実績と読み替えるという理解で宜しいでしょうか。	本事業がDBO事業であるため読み替えるということではなく、DBOでの運営部分の受託実績も実績として認めるということです。
23	11	2	3	(3)	ウ	—	—	本施設の運営を行う者の要件	「准連続焼却式焼却施設又は全連続焼却式焼却施設における」と有りますが、言い換えると機械化バッチ方式（8h）以外の焼却施設と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	22	別紙 2	—	—	—	—	—	リスク分担表	運営段階のリスクとして、運搬対象物の運搬料が変動した場合に生じる人件費や燃料費等の変動リスクを設定する必要はないでしょうか。	必要ありません。